



津市小規模特認校制度のご案内



津市立美杉小学校・美杉中学校

令和8年度



小規模特認校制度 児童・生徒募集



少人数を活かした教育で自分らしさを発揮しよう！

受付：令和8年1月から3月

受付場所：津市教育委員会事務局学校教育課・各教育事務所

令和8年度の4月から、美杉小学校・美杉中学校に通う児童・生徒を募集します。対象者は、令和8年4月時点で小学1年生から中学3年生までの津市内に住所がある方です。（※美杉地域内に住所のある方を除く）

美杉小学校・美杉中学校の様子がより詳しくご覧いただけます。

美杉小学校ホームページアドレス ▷ <http://ednet.res-edu.ed.jp/s-misugi/>

美杉中学校ホームページアドレス ▷ <http://ednet.res-edu.ed.jp/c-misugi/>

令和8年度 小規模特認校制度を活用した児童・生徒募集案内

《小規模特認校制度とは》

自然環境に恵まれた小規模校で、一人ひとりの子どもの心身の健やかな成長を図り、体力の増進をめざすとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者、児童・生徒に一定の条件を理解していただき、従来の通学区域を越えて、特別に入学（転学）を認める制度です。本市では美杉小学校・美杉中学校を対象としています。

《美杉小学校・美杉中学校の児童・生徒数》（R7/5/1 調べ）

学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		計
美杉小学校	5	3	6	2	11	6		33
美杉中学校	8	14	6					28

《入学（転学）の条件》

- 1 津市内に住所があること。
- 2 保護者が小規模特認校制度の趣旨及び学校の教育活動などに賛同いただけること。
- 3 通学については、保護者の負担と責任において行っていただけること。

《申請の手続き》

美杉小学校・美杉中学校へお問い合わせいただき、各校で子どもと保護者の意思を確認するための面談を行います。

令和8年1月から教育委員会事務局学校教育課または各教育事務所で、令和8年4月入学分（転学）の申請を受け付けます。

《通学の方法》

最寄りの停留所から学校までのスクールバスの利用が可能です。

○自然豊かな環境でこどもの個性を磨いてみませんか

- ・少人数のよさを生かした教育を行います。
一人ひとりの児童・生徒に応じたきめ細かい指導や支援を受けることができます。
- ・美杉地域のよさを生かした教育を行います。

三重県で唯一の「森林セラピー基地」として認定されている自然豊かな美杉地域で伸び伸びと学ぶことができます。

《学校の様子を知りたい方》

見学や問い合わせは随時受け付けますので、下記の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

津市教育委員会事務局学校教育課学務担当 059-229-3245

津市立美杉小学校 059-274-0802

津市立美杉中学校 059-272-1191